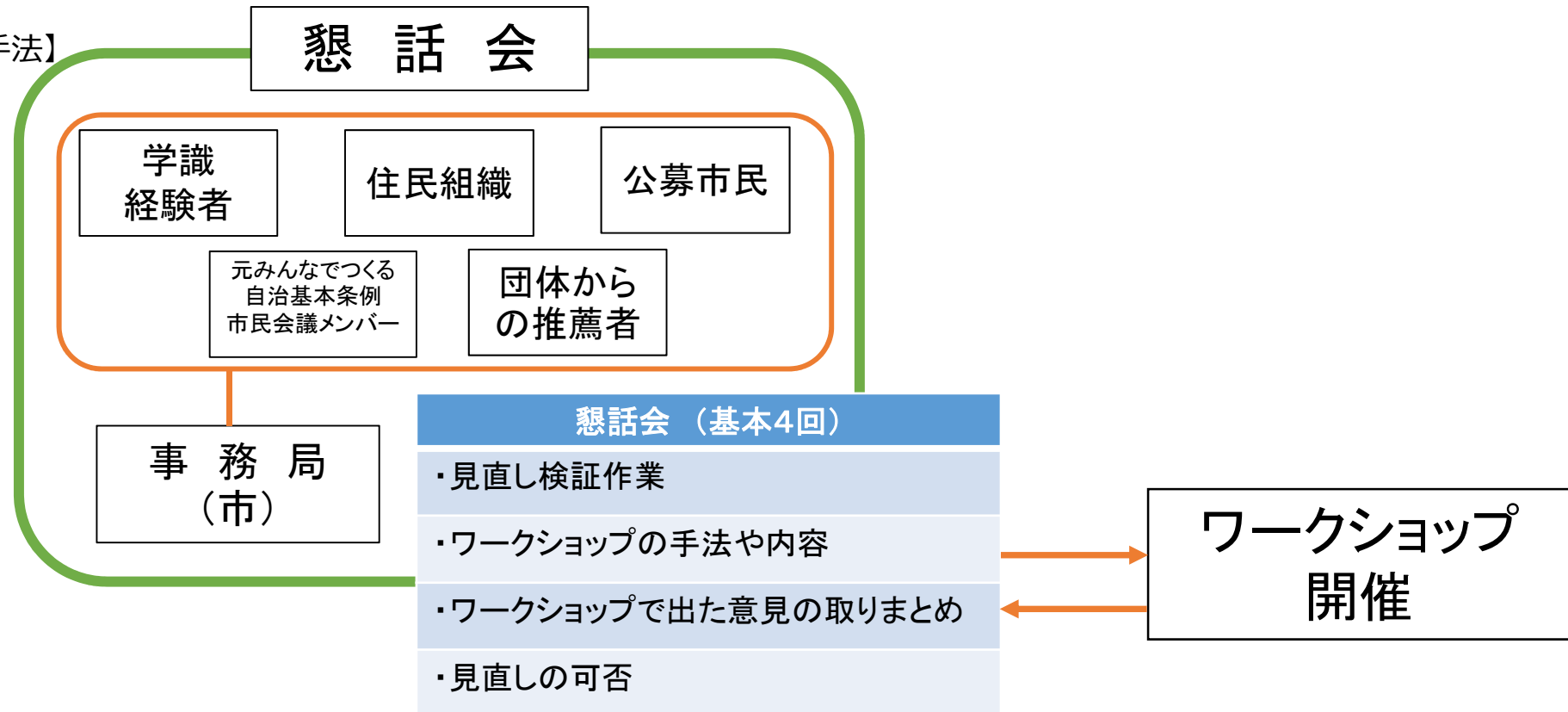


# 自治基本条例見直しについて（概要）

資料1

【目的】 石狩市自治基本条例（平成20年4月施行）では、条例第30条において、5年を超えない期間ごとにこの条例が社会情勢の変化等に適合したものであるかどうかについて検討を行い、その結果に基づいて必要な見直しを行うものとしている。平成24年度の見直しから5年が経過することから、本条例について5年間を振り返り、検証を行う

【手法】



【事業スケジュール】

| 4～6月  | 9月1日（金）  | 9～10月    | 10月        | 11～12月           | 12月～H30.1月     |
|-------|----------|----------|------------|------------------|----------------|
| 準備・周知 | 懇話会（1回目） | 懇話会（2回目） | ワークショップの開催 | 懇話会（3回目）<br>パブコメ | 懇話会（4回目）<br>上程 |

【企画課企画担当】